

皇室の伝統に基づく…意見書に対する反対討論 (2026 年 7 月 8 日)

私は、日本共産党県議として、本議会において、自民党会派より提出されました、「**皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書**」について、反対の立場から、その理由を述べ討論致します。

今国会において政府が提案している「皇室典範改定案」について、わが党の考えは、天皇の制度は、憲法の条項と精神に基づいて、議論・討議すべきであり、「男系男子」による継承ありきで、女性天皇の可能性を閉ざす改定案は「国民の総意」に基づいておらず、「旧宮家」の男系男子を皇族の養子に迎えることについて、国民の理解が得られないのは明白です。

今月 6 日の参議院決算委員会において、わが党の小池晃書記局長は、憲法 1 条は天皇の地位を「主権の存する日本国民の総意に基づく」とし、ほとんどの世論調査で女性・女系天皇に賛成が多数で、「男系男子での継承」は「国民の総意」とはいえないと指摘しました。さらに続けて、高市首相は「日本の歴史と伝統を強調するが、同 1 条が「日本国民統合の象徴」と定める天皇を、男性に限定する合理的理由はなく、天皇は「万世一系」などとする天皇絶対の明治憲法下とは根本的に異なると断じました。

今回の法案は、「旧宮家」の男系男子を皇族の養子にできるだけでなく、養子皇族の子の男子に、皇位継承権を認めており、女性皇族の子は民間人になるが、養子皇族の子が天皇になりうるのかとの質問に、高市首相は「なりうる」と答弁しました。

この間、政府は、養子制度を「皇族数確保のため」と説明してきましたが、現時点においては「養子の子を天皇にする法案」になっており、戦後、民間人となった「旧宮家」の人を特別な身分である皇族とすることが、国民の理解を得られるのか甚だ疑問に思われます。

そして、養子が皇族となることは憲法 14 条が禁じる「門地による差別」に抵触するものであり、全国紙の世論調査で、養子縁組を可能にする法整備を「急ぐ必要はない」との回答が 71%を占めていることから、国民の理解を得ているとは到底思えません。

皇室典範改定において、最も重要な「国民合意」を蔑ろにして、今国会の残されたわずかな期間で、数の力で法案成立を押し通すような暴挙は、民主主義国家として断じて許されないと考えることから、法案は直ちに撤回すべきと考えます。

したがって、以上の理由から、自民党会派から提出された、「**皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書**」については、「反対」を表明し、討論を終わります。